

病後児保育のご案内

病後児保育とは

病気やケガの急性期を過ぎ、回復期において集団保育が困難な期間、保護者の方が仕事などの事情により家庭で保育できない場合に、専用の保育室で看護師・保育士がお預かりします。体調、症状に合わせて過ごしてもらうことで、無理なく体力を回復してもらいます。

○利用できる児童

次の要件をすべて満たす児童が対象となります。

- ・帯広市の認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所（市の認可をうけた施設）、認定こども園（2号、号）に入所している満1歳以上の児童。（農村地域の保育所を含む）

※心身に障がいを持ったお子さんについては、事前に面接のうえ実施施設が受入可能であると判断した場合に利用できます。詳しくは、こども課にお問い合わせください。

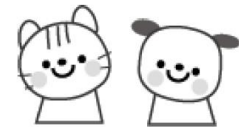
○利用(症状)の目安

症状は軽快傾向にあるが、集団保育に耐えられる体力や体調がまだ完全に回復していない場合。

- ・熱：解熱剤を使用せず、38度未満の熱が24時間を経過していること。
- ・下痢：複数回の下痢があっても、発症後24時間を経過し、かつ症状が軽快けいこうであること
- ・嘔吐：嘔吐がなく24時間を経過していること
- ・咳：ゼイゼイ音やヒューヒュー音がないこと、少しの動作で咳がでないこと
- ・食事：食事は半分程度摂取でき、水分も十分にとれること
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌、手足口病など、原因が特定され確定診断がついているものについては学校保健法施行規則に則った「登所のめやす」に準じていること

○実施している施設

- ・子育て支援ハウス ChipS（ちっぷす）自由が丘店 定員2名
- ・病後児保育室 ペンギンのおへや 定員2名



○利用できる日、時間

- ・月曜～土曜日（日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日はお休みです）
- ・午前7時45分～午後6時

○利用できる期間

1回の利用につき、原則として7日以内

○利用料金

無料（昼食、おやつ代も含む）

※病後児保育以外のサービスを利用する場合は別途費用がかかります。

○持ち物

着替えなどの必要な持ち物は、各実施施設にお問い合わせください。



利 用 の 流 れ

事前に登録が必要です！！

「病後児保育事業利用登録台帳」に記入後、通っている保育所（園）に提出してください。

1

<医療機関受診>

医療機関に受診し、診察の上「帯広市病後児保育事業利用連絡書（診療情報提供書）」を記入してもらう。

※診療情報提供書は病院によって有料となりますので、ご了承ください。

2

<利用の予約>

利用を希望する実施施設（ChipS 又はペンギンのおへや）へ連絡し、利用が可能か確認し、予約する。

3

<利用の開始>

「病後児保育事業利用申込書」と「帯広市病後児保育事業利用連絡書（診療情報提供書）」の2点を実施施設へ提出し、利用開始。

<必要書類>

- ・病後児保育事業利用登録台帳
- ・病後児保育事業利用申込書
- ・帯広市病後児保育事業利用連絡書（診療情報提供書）

全ての書類は、保育所（園）等、実施施設、帯広市こども課にあります。

<注意事項>

- ・実施施設への送り迎えは保護者の方でお願いします。
- ・お迎えは18時までをお願いします。
- ・病後児保育利用中に38℃以上の熱が出たり、その他症状が悪化したりした場合は、お迎えに来ていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

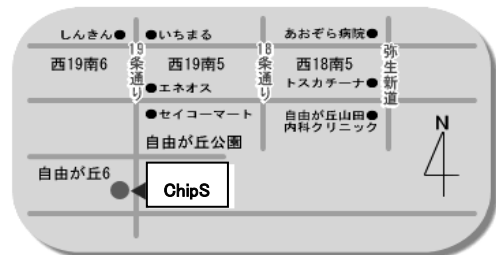


子育て支援ハウス ChipS 自由が丘店

住所：帯広市自由が丘6丁目1-13

電話：0155-41-6272

受付時間：午前7時～午後7時



病後児保育室 ペンギンのおへや

住所：帯広市柏林台東町5丁目9-2WILL 柏林台2階

電話：0155-66-9194

対応時間：午前7時45分～午後6時

予約は「あずかるこちゃん」から24時間受付

